

ChaCha Children Musashikosugi 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 ChaCha Children & Co. が設置するこの施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ChaCha Children Musashikosugi
- (2) 所在地 神奈川県川崎市中原区今井仲町 5-25

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 ChaCha Children Musashikosugi (以下、当園という。) は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、入所する乳児及び幼児 (以下、園児という。) の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 (平成 26 年 9 月 1 日制定)」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園が受け入れる子どもの年齢は生後 5 か月から小学校就学前までとし、利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
2 号・3 号	6 人	12 人	13 人	13 人	13 人	13 人	70 人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定教育・保育の提供

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針、及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

- (2) 食事の提供

- (3) 子育て家庭に対する支援
- (4) 延長保育事業
- (5) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。なお、員数及び職務の内容については、変更となる場合がある。

- (1) 園長 1名 (常勤専従)

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用する子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士 1名 (常勤専従)

地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士 11名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。なお、保育士を補佐する保育補助として、常勤専従の他に非常勤を配置する。

- (4) 栄養士 1名

利用する子どもの発達段階に応じ、必要な栄養量等を計算しながら、離乳食・幼児食の献立を作成するとともに、給食調理を行う。

- (5) 調理員 2名以上

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつ等の調理を行う。

- (6) 看護師 1名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うとともに、利用する子どもの健康管理および職員の健康管理を行う。

- (7) 事務員 1名

保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。

(保育を提供する日)

第6条 当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)および祝祭日を除く。

(保育の提供を行う時間)

第7条 当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

18時00分から20時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分および16時30分から20時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額を支払うものとする。

2 当園は、前項に掲げる利用者負担額のほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用等のうち、別表に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

3 前各号の定めに関わらず、市町村の定める条例および規定により免除される費用についてはこの限りではない。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園の利用は、次の場合に終了するものとする。

(1) 利用する子どもが小学校に就学するとき。

(2) 利用する子どもの保護者が児福法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとする。

3 当園は、特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠

償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、日頃から消防計画や災害対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月1回以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくものとする。

(虐待等の防止のための措置)

第13条 当園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 日々の特定教育・保育の提供の記録
- (2) 特定教育・保育の提供にあたっての計画
- (3) 特定教育・保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の市町村への通知に係る記録
- (4) 利用する子どもの保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他利用にあたっての留意事項)

第15条 当園では、原則として、車での送迎は行えないものとする。

- 2 当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り投薬は行えないものとする。
- 3 当園では他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとする。

(その他運営に関する事項)

第16条 当園の運営に関して以下の事項を定める。

- (1) 利用者に対する事前説明の方法
入園前に説明会を実施する。
- (2) 相談・苦情等の対応
当園では、社会福祉法第82条の規定により、利用者からの相談・苦情等に適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者および第三者委員を設置し、苦

情解決に努めるものとする。

1. 苦情解決責任者 ChaCha Children Musashikosugi 園長
2. 苦情受付担当者 ChaCha Children Musashikosugi 主任保育士
3. 第三者委員 玄関に掲示

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

一部改訂 令和元年 10 月 1 日

一部改訂 令和 4 年 4 月 1 日

一部改訂 令和 5 年 4 月 1 日

(別表) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	(月極め契約) 利用する延長保育時間 30分につき月額 1,000円 (臨時利用) 利用時間 30分毎 500円 ※ただし、被保護世帯及び 市民税非課税世帯は免除
給食費 (主食代・副食代)	3歳以上の児童に提供する主食代・副食代を実費でご負担いただきます。	(主食) 月額 1,500円
		(副食) 月額 4,500円
補食代・夕食代	延長保育時に提供する補食代・夕食代をご負担いただきます。	(補食1食) 70円 (夕食1食) 250円
午睡用シーツ代(買取)	午睡用ベッドシーツの実費代をご負担いただきます。	1枚 1,650円
紙おむつ代	使用頻度に応じて次のとおりご負担いただきます。 ①業者の月額定額制サービスの利用(原則0歳児から1歳児を想定) ②園の用意したおむつ利用(原則として2歳児からを想定)	①業者との直接契約のためパンフレット参照 ②月額1,200円から利用状況に応じて段階的に減額
トレーニングパッド代	使用頻度に応じてご負担いただきます。	月額2,500円から利用状況に応じて段階的に減額
パンツ代(買取)	利用時にご負担いただきます。	1枚 300円
トレーニングパンツ代(買取)	利用時にご負担いただきます。	1枚 500円
帽子代	1歳児以上は年齢別のカラー帽を使用します。	(春夏用) 2,000円 (秋冬用) 2,000円
遠足費等	実費のご負担をお願いします。	実費分

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付する。